

府県の伺とその指令にみえる「権理」と「権利」

山口, 亮介
北九州市立大学 : 准教授

<https://hdl.handle.net/2324/1806147>

出版情報 : 法律時報. 89 (3), pp. 扉-, 2017-03-01. 日本評論社
バージョン :
権利関係 :



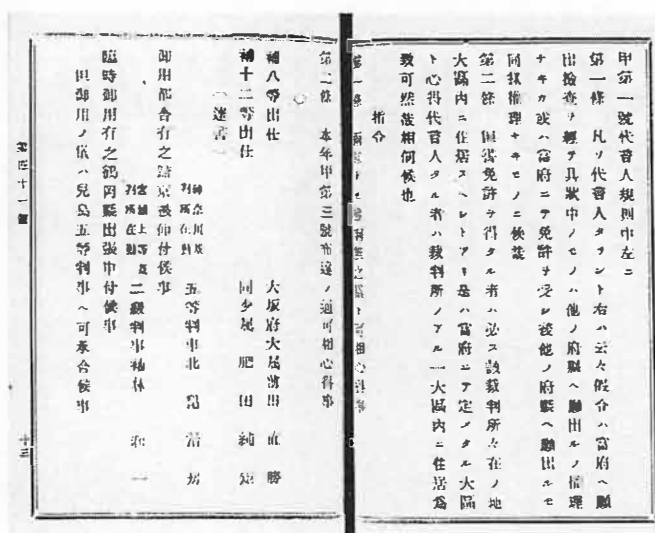
府県の伺とその指令に見える「権理」と「権利」

近代以降のわが国において用いられる「権利」の語の流通の前提をなすものとして、『万国公法』の原典たるH.Wheatonの*Elements of International Law* (1836) にみえるrightの語に当てられた翻訳語を箕作麟祥がその訳業において採用したというエピソードが広く知られている。箕作によれば、「権利」の語は明治20年には少なくとも法学の界限においてまさに“わけのない語”とされる程には普及していたようである（大槻文彦『箕作麟祥君伝』（丸善・1907）101頁）。その一方で明治10年代頃までは、rightや仏語のdroitに対応する訳語として「権利」以外に「権理」等の語が特に民権論の文脈で福沢諭吉や小野梓らによって用いられて

いることが先学により指摘されている。

さて、ここに紹介するのは『司法省日誌』のうち、「代言人規則」（明治9年2月22日司法省甲第1号布達）の運用に際する文言上の疑義を質した大坂府の伺とそれに対する司法省の指令を収録した記事（明治9年第41号・4月8日付）である。史料の伺・指令双方を確認する中で目を引くのは、第一条において大坂府に代言人の免許を申請し審査中の者或いは同府にて免許を得た者が他府県にて同様に代言人免許を申請することが認められうるか否かを問う中で「願出ルノ権理」という表現が用いられていることである。そしてこれに対応する指令では、そのような複数の府県で免許を得ようとする「権利」を認めないとされる。すなわちここでは、民権上の請求というよりは代言人免許

史料の窓



〔掲載史料は司法省検事局版。国立国会図書館デジタル化資料による（原史料は法務図書館蔵）。〕

といういわば行政処分への適否に即して用いられているものの、いずれにせよ規則に適用かという文脈に即して同内容の観念に一方の主体からは「権理」の語が、もう一方の主体からは「権利」の語が用いられているのである。なお、民権の語義にやや近いところでは、同誌明治9年第13号（2月3日記事）の滋賀県伺において「原告人出訴スルノ権利」を受ける次の文中で「其権理」というかたちで「権利」と「権理」がほぼ同趣旨で混在するケースを見ることができるのが興味深い。

ところで、かつて前田正治は、政府の法令や公文書上では「権利」の語が早くに定着し、これが一般にも「権利」の語への一元化に影響を与えた可能性に言及している（『権理』と『権利』覚え書（法と政治・25（3・4）・1975））。確かに政府の一組

織である司法省は、『司法省日誌』収録の文書以外にも各種の公文書等で一貫して「権利」の語を用いているようにみえるが、これに対し同省と密接に連携しその指令を仰ぐ府県の裁断実務やこれに関係する伺においては、「権理」の語を用いている例をしばしば見出すことができる。われわれはここに、専門職法曹のもとで法令に基づく裁断がなされる前段階の状況を垣間見ることができよう。これらを通じて見える「権理」の語は結果として現在用いられることは殆どないが、先述の民権の文脈でまさに現代に繋がる西欧由来の「人民の権利」をわが国既存の観念に引きつけて考える上で大きな示唆を含むものであるといえる。